

○環境省令第 号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項及び第二十七条の規定に基づき、排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年 月 日

環境大臣 若林 正俊

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令案

排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成十三年環境省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「六年間」を「九年間」に改める。

附則別表を次のように改める。

附則別表

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排	五〇

(単位　ほう素の量に関し て、一リットルにつきミリ グラム)	出するものに限る。)
	うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するものであつて、 海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)
	貴金属製造・再生業(海域以外の公共用水域に排水を排 出するものに限る。)
	電気めつき業(海域以外の公共用水域に排水を排出する ものに限る。)
	下水道業(旅館業(温泉(温泉法(昭和二十三年法律第百 二十五号)第二条第一項に規定する温泉をいう。以下同じ 。)を利用するものに限る。)に属する特定事業場(下水 道法(昭和三十三年法律第七十九号)第十二条の二第一項 に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事 業場」という。)から排出される水を受け入れていて、海

			域以外の公共用水域に排水を排出するものであつて、一定の条件に該当するものに限る。）	
			ほう酸製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	八〇
			金属鉱業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	一五〇
			粘土かわら製造業（うわ薬かわらを製造するものであつて、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	
			うわ薬製造業（うわ薬かわらの製造に使用するものを製造するものであつて、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	
			旅館業（温泉を利用するものに限る。）	五〇〇

ふつ素及びその化合物 （単位　ふつ素の量に関し て、一リットルにつきミリ グラム）		
化学肥料製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	非鉄金属製錬・精製業（貴金属製造・再生業を除き、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	一〇
ほうろう鉄器製造業（一日当たりの平均的な排水の量が五〇立方メートル以上であつて、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造し、一日当たりの平均的な排水の量が五〇立方メートル以上であつて、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	一五
電気めつき業（一日当たりの平均的な排水の量が五〇立方メートル以上であつて、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）		

旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十三号。以下「改正政令」という。）の施行の際現にゆう出していなかった温泉を利用し、一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上であつて、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	
ほうろう鉄器製造業（一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル未満であるものに限る。）	二五
うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであつて、一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル未満であるものに限る。）	
電気めつき業（一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル未満であるものに限る。）	五〇

	旅館業（温泉を利用するものであつて、一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現にゆう出していた温泉を利用するものに限る。）	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	イットリウム酸化物製造業	一五〇
（単位 アンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、一リットルにつきミリグラム）	下水道業（下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百十七号）第二十四条の二第一項第一号に定める特定公共下水道に係るものであつて、モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れているものに限る。）	二五〇
	酸化コバルト製造業	四〇〇
	電気めつき業	五〇〇
	炭酸バリウム製造業	八〇〇

備考	畜産農業				九〇〇
	黄鉛顔料製造業				
	すず化合物製造業及びジルコニウム化合物製造業				一八〇〇
	硝酸銀製造業、モリブデン化合物製造業及びバナジウム化合物製造業				二〇〇〇
	貴金属製造・再生業				四〇〇〇

1 上欄に掲げる有害物質の種類ごとに中欄に掲げる業種その他の区分に属する特定事業場（法第
二条第五項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に他の業種その他
の区分にも属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表によりそれらの業種その他の
区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される
排水の排水基準については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。

2 ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算さ

れた値が一〇を超えることをいう。

$$\sum Ci \cdot Qi$$

Q

この式において、Ci、Qi及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ci 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値（単位 ほう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム）

Qi 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量（単位 一日につき立方メートル）

Q 当該下水道から排出される排水の通常量（単位 一日につき立方メートル）

この省令は、平成十九年七月一日から施行する。

